鏡野町





このたびは大切な方のご逝去に心よりおくやみ申し上げます このハンドブックでは 身近な方が亡くなられた際の町役場や関係機関等で必要と思われる手続きを掲載しております

手続きの参考にご活用ください

当町では ご遺族さまのご負担を少しでも軽減できるよう ワンストップ窓口に て対応させていただきます

お手続きは住民税務課窓口又は各振興センター窓口に必要書類を準備して時間に余裕を持ってお越しください

予約制ではありませんので、休日明け等窓口が混み合う場合がございます あらかじめご了承ください

お問い合わせ先 【開庁時間 平日8:30~17:15】

部署名	電話番号	住 所
鏡野町役場住民税務課	(0868)54-2985	〒708-0392 岡山県苫田郡鏡野町竹田660
奥津振興センター	(0868)52-2211	〒708-0421 岡山県苫田郡鏡野町井坂495
上齋原振興センター	(0868)44-2111	〒708-0601 岡山県苫田郡鏡野町上齋原514-1
富振興センター	(0867)57-2111	〒708-0701 岡山県苫田郡鏡野町富西谷125-1

令和7年1月

もくじ

1	役場での主な手続期限の目安	3
2	手続きにお持ちいただくもの	4
3	委任状に関するご案内 戸籍謄本等・住民票の写しの交付についてご案内 委任状(死亡に関する手続き用)	5 5 6
4	役場での手続きチェックリスト	7~11
5	役場での手続き	12~27
	住民関係、国民年金関係	12~14
	国民健康保険・後期高齢者医療関係	14~16
	介護•高齢•福祉関係	16~18
	税金関係	18~19
	子ども、保育園・こども園・幼稚園等関係	20~23
	学校関係、学校給食関係	23
	町営住宅、上下水道、農地、森林関係	24~25
	その他(文化財・図書館·公共墓地・ 犬·有線TV·議員年金)	26~27
6	ペイジーロ座振替受付サービス	28
7	役場以外の主な手続き	29~30
8	おくやみ情報掲載依頼書	31~32
9	鏡野町電子申請サービス	33
10	全部事項証明書[戸籍謄本]等の 郵送請求のご案内	34
11	戸籍証明書等郵送請求書 ····································	35

役場での主な手続期限の目安

相続開始

7年以内

□48 公共墓地使用承継

7日以内 □1 死亡届、おくやみ情報掲載依頼
14日以内 ロ4 世帯主変更 ロ10 (国民健康保険)記載事項(世帯主欄)の変更 ロ13 (後期高齢者医療)被保険者証等の返還 ロ16 介護保険被保険者証等の返還 ロ25 特別障害者手当・障害児福祉手当の届出 ロ26 特別児童扶養手当の届出
15日以内 口32 児童手当・子ども医療・放課後児童クラブの手続き
速やかに □2 印鑑登録証 □9 (国民健康保険)被保険者証等の返還 □17 鏡野町高齢者等タクシー利用者証の返還 □18 高齢者等見守りシステムの撤去・変更 □19 「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証の返還 □20 身体障害者手帳の返還 □21 療育手帳の返還 □22 精神障害者保健福祉手帳の返還 □23 心身障害者医療受給者証の返還 □24 自立支援医療(更生・育成医療)受給者証の返還 □27 障害者 (児)福祉サービス受給者証の返還 □28 (税関係)相続人代表者指定届 □29 固定資産税未登記家屋納税義務者変更届 □30 軽自動車税に係る廃車又は名義変更 □31 (税関係)□座振替 □33 児童扶養手当関連の申請 □34 ひとり親家庭等医療関連の申請 □35 (保育園等)支給認定変更・退園(所)届・入園(所)辞退の申請 □36 (保育園等)支給認定証の返還 □37 (学校関係)就学援助の新規申請 □38 (学校関係)就学援助の再申請 □39 (学校給食関係)給食費□座振替の変更 □40 (町営住宅)退去申請 □41 (町営住宅)入居承継申請 □42 (町営住宅)同居者の異動届 □46 (文化財)町指定文化財所有者変更の届出 □47 (図書館)図書の返却 □50 (有線テレビ関係)契約者変更・□座振替変更・脱退申込
30日以内 □49 (犬の登録関係)所有者変更
1ケ月以内 口43 (上水道・下水道関係)使用の異動に関する手続き
所有者となった日から90日以内 口45 (森林関係)町へ所有者届出の手続き
取得したことを知った日から10ケ月以内 口44 (農地関係)町へ所有者届出の手続き
2年以内 □8 (国民年金)死亡一時金の請求 □11 (国民健康保険)葬祭費の支給申請 □12 (国民健康保険)高額療養費の支給申請 □14 (後期高齢者医療)葬祭費の支給申請 □15 (後期高齢者医療)高額療養費の支給申請
5年以内 ロ5 (国民年金)未支給年金の請求及び受給権者死亡届の提出 ロ6 (国民年金)遺族基礎年金の請求 ロ7 (国民年金)寡婦年金の請求 ロ51 議員年金の請求
7

手続きにお持ちいただくもの

ご遺族様のもの □ マイナンバーカード(お持ちの方) □ お越しいただく方の本人確認書類 顔写真付きのもの(1点) ※運転免許証、パスポート、障害者手帳等 ・顔写真付きのものがない場合は次のものから2点 ※被保険者証(健康保険·介護保険)、年金手帳、基礎年金番号通知書等 □ 振込先□座のわかる預貯金通帳等(相続人・喪主・遺族・親族) ※亡くなられた方が各種税等を口座振替(口座引き落とし)されている場合は新たに引き落としする方の 預貯金通帳又はキャッシュカード □ 委任状(相続人代表者・喪主・世帯主・届出人) ※死亡に伴う手続きのために役場の窓口へお越しいただいく方(来庁者)が請求者以外の場合、法令等の 規定によっては、委任状が必要となる場合があります。 委任者(請求者)に、6ページの委任状をご記入いただき、ご来庁の際に必ずご持参ください。 ※年金手続きや戸籍・住民票・税に関する証明書の請求を代理人が行う場合は、委任状が必要となります。 ※相続人代表者が、法定相続人でなく遺言書によって相続人となられた場合は、遺言書(公正証書遺言 ・ 秘密証書遺言・自筆証書遺言(検認済のもの)) をお持ちください。 □ 印鑑(喪主、世帯主、相続人代表者、届出人) ※国民健康保険(葬祭費・高額療養費の支給申請)、後期高齢者医療(葬祭費・高額療養費の支給申請)、 子ども手続き関係(児童手当・子ども医療・放課後児童クラブ)、学校関係(就学援助の新規申請・再申請)

に必要です。

※手続きにより、上記以外にもお持ちいただくものがあります。

亡くなられた方のもの
□ 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
□ 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証
□ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ※税控除、生命保険等の各種手続きで手帳の写しが必要な場合は、事前にコピーをお取りください。
□ ひとり親家庭等医療費受給資格証、子ども医療費受給資格証
□ 年金証書(すでに年金を受給されていた方) 又は年金手帳(まだ年金を受給されていなかった方)
□ 印鑑登録証(手帳・カード)
□ その他、役場から交付された証書類

委任状に関するご案内

各手続きをご遺族の方等(12ページ以降の「手続きできる人」)が行えない場合に、代理の方が行う場合には、委任状が必要となりますので、6ページの委任状を作成のうえ切り離してご利用ください。

6ページの委任状を記入される前に、必ずお読みください。

- ※必ず委任者が代理人、委任事項を全て自署し、原本を提出してください。
- ※自署できない場合は、押印してください。
- ※委任行為、委任事項について、委任者へ電話で確認させていただく場合がありますので日中に連絡が取れる連絡先電話番号を記入してください。
- ※委任状の作成日から3ケ月以内に窓口にお越しください。

代理の方が行う場合(委任状が必要になる場合)とは、

【例えば】

- 死亡に伴う手続きでは、12ページ以降の「手続きできる人」ではない場合
- ・戸籍の請求では、親・子・孫等直系の親族ではない場合等
- 住民票の請求では、同一世帯の人ではない場合等
- 税に関する証明では、相続人ではない場合等

【掲載している委任状の様式】〇死亡に関する手続き用

- ※委任状は、指定の様式を使用してください。ない場合は、任意の様式でも有効です。
- ※年金事務所でのお手続きを代理の方が行う場合は、別途委任状が必要になります。
- 年金事務所用の委任状は、住民税務課住民窓口係で配布しています。
- また、年金機構のホームページ(http://www.nenkin.go.jp/)からダウンロードすることもできます。

戸籍謄本等・住民票の写しの交付についてご案内

年金や相続等のお手続きの際、戸籍や住民票の写しが必要になることがあります。 死亡届の届出先により、交付できるまでの日数が異なりますのでご注意ください。

種類	死亡届 届出先	交付に要する日数
戸籍	鏡野町	受理した日から1週間程度
一箱	町外	受理した日から2週間程度
住民票の 写し	鏡野町	受理した日の翌日から
	町外	受理した日から10日程度

- ※夜間や土日祝日に出された場合は、翌開庁日からの起算となります。
- ※鏡野町に本籍がない場合は、この限りではありません。

委任状 (死亡に関する手続き用)

(宛先) 鏡野町長 様

全て自署している場合、押印は不要です。

年 月 日作成

委任者(頼む方(手続きできる人等))
住所
氏名
(生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日)
連絡先電話番号 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —
お亡くなりになられた方の氏名の死亡に伴う下記の委任事項を、次の者に委任します。
代理人 (頼まれて窓口に来る方)
住所
氏名
委任事項(委任する事項に☑を付してください) □世帯主変更に関する手続き □未支給年金又は遺族年金の請求及び相続手続きに必要となる戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本等、住民票除票の交付申請及び受領に関する権限
□ 国民年金及び国民健康保険、後期高齢者医療保険に関する手続き
□ 町税(町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)の手続き
□町税に関する証明書等の交付申請及び受領に関する権限
□子ども医療、児童手当、保育園、こども園、幼稚園、学校の手続き
□町営住宅、公共墓地、飼い犬の手続き

役場での手続きチェックリスト

亡くなられた方についての主な手続きを記載しています。 手続き期限、手続きできる人、お持ちいただくもの等を参照ページで確認してください。

		項目	必要なもの等	チェック	頁
		1 死亡届、 おくやみ情報掲載依頼	□ 死亡届(死亡診断書・死体検案書) □ おくやみ情報掲載依頼書【P31~P32】		
		2 印鑑登録証	□ 印鑑登録証(手帳・カード)		
	住民関係	3 マイナンバーカード・ 通知カード・ 住民基本台帳カード	□ なし ※返還の必要はありません		12
		4 世帯主変更	□ 届出人の本人確認書類		
		5 未支給年金の請求 及び受給権者死亡届の提出	□ 全部事項証明書[戸籍謄本]又は個人事項証明書[戸籍抄本] (請求者と亡くなられた方の関係がわかるもの) □ 請求者の預貯金通帳 □ 亡くなられた方の年金証書 □ 請求者のマイナンバーがわかるもの		
国民年金	民	6 遺族基礎年金の請求	□ 全部事項証明書[戸籍謄本]又は個人事項証明書[戸籍抄本] (請求者と亡くなられた方の関係がわかるもの) □ 請求者の預貯金通帳 □ 亡くなられた方の年金証書 □ 亡くなられた方の死亡診断書の写し □ 請求者のマイナンバーがわかるもの		13
		7 寡婦年金の請求	□ 請求者の全部事項証明書[戸籍謄本]又は 個人事項証明書[戸籍抄本] □ 請求者の預貯金通帳 □ 亡くなられた方の年金証書 □ 請求者のマイナンバーがわかるもの		
		8 死亡一時金の請求	□ 全部事項証明書[戸籍謄本]又は個人事項証明書[戸籍抄本] (請求者と亡くなられた方の関係がわかるもの) □ 請求者の預貯金通帳 □ 亡くなられた方の年金証書 □ 請求者のマイナンバーがわかるもの		14

	項目	必要なもの等	チェック	頁
	9 被保険者証等の返還	□ 国民健康保険被保険者証 □ 限度額適用認定証・減額認定証(お持ちの場合) □ 特定疾病療養受領証(お持ちの場合)		
国民健	10 記載事項(世帯主欄) の変更	□ 届出人の本人確認書類 □ 国民健康保険被保険者証 □ 限度額適用認定証・減額認定証(お持ちの場合) □ 特定疾病療養受領証(お持ちの場合)		14
康保険	11 葬祭費の支給申請	□ 届出人の本人確認書類 □ 喪主の振込先□座確認書類(預貯金通帳 又はキャッシュカード) □ 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証 □ 喪主の印鑑		
	12 高額療養費の支給申請	□ 医療機関に支払った領収書 □ 世帯主の振込先口座確認書類(預貯金通帳 又はキャッシュカード) □ 世帯主の印鑑		
	13 被保険者証等の返還	□ 後期高齢者医療被保険者証 □ 限度額適用認定証・減額認定証(お持ちの場合) □ 特定疾病療養受領証(お持ちの場合) □ 相続人代表者の還付用□座確認書類(預貯金通帳 又はキャッシュカード)		15
後期高齢者医	14 葬祭費の支給申請	□ 届出人の本人確認書類 □ 喪主の振込先口座確認書類(預貯金通帳 又はキャッシュカード) □ 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証 □ 喪主の印鑑		
療	15 高額療養費の支給申請	□ 届出人の本人確認書類 □ 相続人代表者の振込先□座確認書類(預貯金通帳 又はキャッシュカード) □ 相続人代表者の印鑑 □ 相続人代表者であることがわかる書類(全部事項証明書 [戸籍謄本]の写し等)		
	16 介護保険被保険者証等 の返還	□ 介護保険被保険者証 □ 介護保険負担割合証(お持ちの場合) □ 介護保険負担限度額認定証(お持ちの場合) □ 相続人代表者の還付用□座確認書類(預貯金通帳 又はキャッシュカード) □ 相続人代表者の印鑑		16
	17 鏡野町高齢者等タクシー 利用者証の返還	□ タクシー利用者証		
介護	18 高齢者等見守りシステム の撤去・変更	ロなし		
高齢	19 「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証の返還	ロ 「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証		
• 福	20 身体障害者手帳の返還	□ 身体障害者手帳		17
祉 関 係	21 療育手帳の返還	□ 療育手帳		17
	22 精神障害者保健福祉手帳 の返還	□ 精神障害者保健福祉手帳		
	23 心身障害者医療受給者証 の返還	□ 心身障害者医療受給者証 □ 預貯金通帳 (ご遺族のもの)		
	24 自立支援医療(更生・ 育成医療)受給者証の返還	□ 自立支援医療受給者証		- 18
	25 特別障害者手当・ 障害児福祉手当の届出	□ 相続人の預貯金通帳		,0

	項目	必要なもの等	チェック	頁
介護•高齢	26 特別児童扶養手当の届出	□ 特別児童扶養手当証書(お持ちの場合) ※以下、未支給手当がある場合必要なもの □ 対象児童名義の振込先□座確認書類(預貯金通帳 又はキャッシュカード)		
福	27 障害者 (児) 福祉サービス 受給者証の返還	□ 障害者(児)福祉サービス受給者証		18
	28 相続人代表者指定届	□ 相続人の本人確認書類		
	29 固定資産税未登記家屋 納税義務者変更届	□ 変更後の所有者(相続人など)の本人確認書類		
税金関	30 軽自動車税に係る廃車 又は名義変更	ロ ナンバープレート ロ 本人確認書類		
係	31 □座振替	□ 相続人の本人確認書類 □ □座振替依頼書(提出は金融機関) ※ペイジー□座振替受付サービスを希望される方は、 振替□座名義(相続人本人)のキャッシュカード ※ペイジー□座振替受付サービスは、28ページ参照		19
	32 児童手当・子ども医療・ 放課後児童クラブの手続き	①お子様が亡くなられた場合 □ 子ども医療受給資格者証 □ 養育医療券(対象者のみ) □ 印鑑(児童手当受給者以外がお手続きする場合) ②保護者が亡くなられた場合 □ 新しい児童手当受給者(配偶者・成年後見人等) のマイナンバーがわかるもの □ 新しい児童手当受給者(配偶者・成年後見人等) の振込先口座確認書類(預貯金通帳 又はキャッシュカード) □ 児童手当対象児童の振込先口座確認書類 (預貯金通帳又はキャッシュカード) □ お子様の新しい保険証		20
子ども関係	33 児童扶養手当関連の申請	①配偶者が亡くなりひとり親になられた場合 □申請者の振込先口座確認書類 (預貯金通帳又はキャッシュカード) □申請者及び子どもの全部事項証明書[戸籍謄本] □年金証書(遺族年金を受給される場合) その他、世帯の状況等により必要な書類がありますので、事前にご相談ください ②児童扶養手当受給者の方が亡くなられた場合 □児童扶養手当証書 □対象児童の振込先口座確認書類 (預貯金通帳又はキャッシュカード) ③児童扶養手当の対象児童が亡くなられた場合 □児童扶養手当証書		21
	34 ひとり親家庭等医療関連の申請	①配偶者が亡くなられた場合 □申請者の振込先口座確認書類 (預貯金通帳又はキャッシュカード) □申請者及び児童の保険証の写し ②ひとり親家庭等医療の受給対象者の方が亡くなられた場合 □ひとり親家庭等医療費受給資格証 (受給資格証を持たれている場合) □相続人(原則亡くなられた方の子ども) の振込先口座確認書類(預貯金通帳 又はキャッシュカード) ③ひとり親家庭等医療の対象児童が亡くなられた場合 □ひとり親家庭等医療の対象児童が亡くなられた場合 □ひとり親家庭等医療費受給資格証 (受給資格証を持たれている場合)		22

	項目	必要なもの等	チェック	頁
保育園等関係	35 支給認定変更・ 退園(所)届・ 入園(所)辞退の申請	①入所中の児童の保護者や世帯員が亡くなられた場合 □ 支給認定変更申請書 ②入所の児童が亡くなられた場合 □ 退園(所)届 ③保育園等の利用申込中の児童が亡くなられた場合 □ 入園(所)辞退届		22
1	36 支給認定証の返還	□ 支給認定証		
学校	37 就学援助の新規申請	□ 申請者の本人確認書類 □ 印鑑(代筆の場合) □ 申請者の振込先口座確認書類(預貯金通帳 又はキャッシュカード)		
・学校給食	38 就学援助の再申請	□ 申請者の本人確認書類 □ 印鑑(代筆の場合) □ 新たに申請者となる方の振込先□座確認書類(預貯金通帳 又はキャッシュカード)		23
関係	39 給食費口座振替の変更	□ □座振替依頼書(提出は金融機関) ※ペイジー□座振替受付サービスを希望される方は、 振替□座名義(相続人本人)のキャッシュカード ※ペイジー□座振替受付サービスは、28ページ参照		
	40 退去申請	□ 届出人の本人確認書類 □ 相続人の振込先口座確認書類(預貯金通帳 又はキャッシュカード)		
町営住宅関係	41 入居承継申請	□ 亡くなられた名義人と新名義人の関係を証明する書類 (全部事項証明書[戸籍謄本]等) □ 新名義人と同居者の所得を証明する書類 □ □座振替依頼書(提出は金融機関) ※ペイジー□座振替受付サービスを希望される方は、振替□座名義(相続人本人)のキャッシュカード ※ペイジー□座振替受付サービスは、28ページ参照		24
	42 同居者の異動届	□座振替名義人の方が亡くなられた場合 □ □座振替依頼書 ※ペイジー□座振替受付サービスを希望される方は、 振替□座名義(相続人本人)のキャッシュカード ※ペイジー□座振替受付サービスは、28ページ参照		
上下水道関係	43 使用の異動に関する手続き	口座振替名義人の方が亡くなられた場合 口 口座振替依頼書 ※ペイジーロ座振替受付サービスを希望される方は、振替口座名義(相続人本人)のキャッシュカード ※ペイジーロ座振替受付サービスは、28ページ参照		
農地関係	44 町へ所有者届出の手続き ※取得したことを知った日から 10ケ月以内	□ 農地法第3条の3の規定による届出書 □ 登記事項証明書等(その他の届出の原因を証明する書面) □ その他の届出の原因を証明する書面		25
森林関係	45 町へ所有者届出の手続き ※所有者となった日から 90日以内	□ 森林の土地の所有者届出書 □ 森林の土地の位置を示す図面 □ 登記事項証明書等(その他の届出の原因を証明する書面)		

係	10ケ月以内 	口 その他の届出の原因を証明する書面	
森林関係	45 町へ所有者届出の手続き ※所有者となった日から 90日以内	□ 森林の土地の所有者届出書 □ 森林の土地の位置を示す図面 □ 登記事項証明書等(その他の届出の原因を証明する書面)	
メモ			
		10	

	項目	必要なもの等	チェック	頁
	46 町指定文化財所有者変更 の届出	□ 届出人の本人確認書類		
	47 図書の返却	□ 貸出中の本等		
	48 公共墓地使用承継	□ 死亡者との関係を示す書類 (全部事項証明書[戸籍謄本]等) □ 承継人の住民票(本籍・続柄の記載のあるもの) ※承継人が町内在住者の場合は不要 □ 公共墓地使用許可証		26
	49 犬の所有者変更	□ 登録鑑札		
その他	50 有線テレビ契約者変更・ 口座振替変更・脱退申込	②口座振替名義人の方が亡くなられた場合 □ 口座振替依頼書 ※ペイジーロ座振替受付サービスを希望される方は、 振替口座名義(相続人本人)のキャッシュカード ※ペイジーロ座振替受付サービスは、28ページ参照		
	51 議員年金の請求	□ 町村議会議員共済会年金証書 ①遺族年金請求の場合 □ 亡くなられた方の死亡の記載のある全部事項証明書[戸籍謄本] □ 請求者の全部事項証明書[戸籍謄本] □ 請求者の預貯金通帳 ②受給権消滅の届出の場合 □ 年金受給者の亡くなられた日のわかる除籍謄本 □ 請求者の全部事項証明書[戸籍謄本] (相続人であることがわかるもの) □ 請求者の預貯金通帳		27
× т				

役場での手続き

住民関係

住民税務課【住民窓口係】0868-54-2985

1 死亡届、おくやみ情報掲載依頼

期限:死亡の事実を知った日から了日以内

届出義務者は、死亡の事実を知った日から7日以内に届出なければなりません。 病院で死亡診断書(死体検案書)を受け取り死亡届を記載し、役場窓口にお越しください。 死亡診断書は、保険金請求や遺族年金受給等で必要になることがありますので、提出前に写 しをとることをお奨めします。

死亡届と同時に「おくやみ情報掲載依頼書」を提出してください。広報紙へ掲載、新聞各社 への連絡、葬儀の告知放送(鏡野地域は対象外)、鏡野町有線テレビでのデータ放送を行いま

【手続きに必要なもの】

□ 死亡届 (死亡診断書・死体検案書) □ おくやみ情報掲載依頼書 【P31~P32】

2 印鑑登録証

期限:速やかに

亡くなられた方の印鑑登録証(手帳・カード)は、無効になります。

【手続きに必要なもの】

□ 印鑑登録証(手帳・カード)

【手続きできる人】

ご遺族

3 マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カード

亡くなられた方のマイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードは、無効となりま す。返還の必要はありません。

※亡くなられた方のマイナンバーは相続等の手続きで必要となる場合がありますので、諸手続 きが済むまでマイナンバーカードや通知カードは保管しておいてください。

4 世帯主変更

期限:亡くなられた日から14日以内

世帯主の方が亡くなられた場合、鏡野町では死亡届出時に同世帯の次にお名前がある方(妻、 子等) に世帯主を変更しますので、別途手続きをする必要はありません。

世帯主の変更を希望される場合は、窓口にて世帯主変更の手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】

□ 届出人の本人確認書類

【手続きできる人】

亡くなられた方と同じ世帯におられた方

※届出人は代理人でも可能。ただし、代理人が手続きをするときは、新しく世帯主になる方の委 任状が必要です。

国民年金

年金に関するお手続きの有無は、当係で年金事務所へ確認して おりますので、気軽にお問い合わせください。

住民税務課【国民年金係】0868-54-2985

5 未支給年金の請求及び受給権者死亡届の提出

期限:受給権者の年金の支払日の翌月の初日から5年以内

亡くなられた方が年金受給者の場合、国民年金の未支給年金の請求をすることができます。 また、受給権者死亡届の提出が必要です。

【手続きに必要なもの】

- □ 全部事項証明書[戸籍謄本]又は個人事項証明書[戸籍抄本] (請求者と亡くなられた方の関係がわかるもの)
- □ 請求者の預貯金通帳
- 口亡くなられた方の年金証書
- □ 請求者のマイナンバーがわかるもの

【手続きできる人】

生計を同一にしていた配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹・その他三親等内の親族

6 遺族基礎年金の請求

期限:支給事由が生じた日の翌日から5年以内

亡くなられた方が国民年金の被保険者で保険料納付要件を満たす場合又は老齢基礎年金の受給 資格期間が25年以上あった場合、国民年金の遺族基礎年金の支給が受けられます。

【手続きに必要なもの】

- □ 全部事項証明書[戸籍謄本]又は個人事項証明書[戸籍抄本] (請求者と亡くなられた方の関係がわかるもの)
- □ 請求者の預貯金通帳
- 口亡くなられた方の年金証書
- □ 亡くなられた方の死亡診断書の写し
- □ 請求者のマイナンバーがわかるもの

【手続きできる人】

亡くなられた方によって生計を維持されていた子がいる配偶者・子

7 寡婦年金の請求

期限:支給事由が生じた日の翌日から5年以内

死亡日の前日において国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間および国民年金の保険料免除期間が10年以上ある夫が亡くなったときに、その夫と10年以上継続して婚姻関係 (事実上の婚姻関係を含む)にあり、死亡当時にその夫に生計を維持されていた妻に対して、その妻が60歳から65歳になるまでの間支給が受けられます。

【手続きに必要なもの】

- □ 請求者の全部事項証明書[戸籍謄本]又は個人事項証明書[戸籍抄本]
- □ 請求者の預貯金通帳
- □ 亡くなられた方の年金証書
- □ 請求者のマイナンバーがわかるもの

【手続きできる人】

妻(事実婚関係含む)

期限・死亡日の笠日からと年以内
亡くなられた方が、国民年金第1号被保険者として保険料を納めた期間が36月以上あり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受けないまま死亡された場合、国民年金の死亡一時金を請求できます。 【手続きに必要なもの】 □全部事項証明書[戸籍謄本]又は個人事項証明書[戸籍抄本] (請求者と亡くなられた方の関係がわかるもの) □請求者の預貯金通帳 □亡くなられた方の年金証書 □請求者のマイナンバーがわかるもの 【手続きできる人】
生計を同一にしていた配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹
国民健康保険・後期高齢者医療関係
9 国民健康保険 被保険者証等の返還
期限:速やかに
亡くなられた方が国民健康保険の被保険者であった場合、証の返還が必要です。 【手続きに必要なもの】 □ 国民健康保険被保険者証 □ 限度額適用認定証・減額認定証(お持ちの場合) □ 特定疾病療養受領証(お持ちの場合) 【手続きできる人】 ご遺族
10 国民健康保険 記載事項(世帯主欄)の変更 期限: 亡くなられた日から14日以内
世帯主の方が亡くなられ、世帯員に国民健康保険被保険者がいる場合、証の世帯主欄の記載変更が必要です。 【手続きに必要なもの】 □届出人の本人確認書類 □国民健康保険被保険者証 □限度額適用認定証・減額認定証(お持ちの場合) □特定疾病療養受領証(お持ちの場合) 【手続きできる人】 新しく世帯主になる方 ※届出人は代理人でも可能。ただし、代理人が手続きをするときは、新しく世帯主になる方の委任状が必要です。
メモ

8 死亡一時金の請求

11 国民健康保険 葬祭費の支給申請 期限: 葬祭を行った日の翌日から2年以内
亡くなられた方が国民健康保険被保険者であった場合、葬祭を行った方(原則喪主の方)に、 葬祭費として5万円が支給されます。 【手続きに必要なもの】 □ 届出人の本人確認書類 □ 喪主の振込先口座確認書類(預貯金通帳又はキャッシュカード) □ 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証 □ 喪主の印鑑 【手続きできる人】 喪主 ※代理人でも手続きできます。
12 国民健康保険 高額療養費の支給申請 期限:診療月の翌月1日から起算して2年以内
亡くなられた方が国民健康保険被保険者であった場合、医療機関の窓口で支払った一部負担金が高額療養費自己負担限度額を越えた時、世帯主(世帯主がいない場合は相続人)の申請によりその超えた額が支給されます。 【手続きに必要なもの】 □ 医療機関に支払った領収書 □ 世帯主の振込先口座確認書類(預貯金通帳又はキャッシュカード) □ 世帯主の印鑑 【手続きできる人】
13後期高齢者医療 被保険者証等の返還 期限: 亡くなられた日から14日以内
亡くなられた方が後期高齢者医療の被保険者であった場合、下記の証の返還と「後期高齢者医療被保険者資格喪失届出書」の提出が必要です。 【手続きに必要なもの】 □ 後期高齢者医療被保険者証 □ 限度額適用認定証・減額認定証(お持ちの場合) □ 特定疾病療養受領証(お持ちの場合) □ 相続人代表者の還付用口座確認書類(預貯金通帳又はキャッシュカード) (※後期高齢者医療保険料の還付が発生する場合があるため) 【手続きできる人】 ご遺族
14 後期高齢者医療 葬祭費の支給申請 期限: 葬祭を行った日の翌日から2年以内

15 後期局断百医療 局額療養費の文稿中 期限: 診療	育 奈月の翌月1日から起算して2年以内
亡くなられた方が後期高齢者医療の被保険者であった担金が高額療養費自己負担限度額を越えた時、相続人のす。 【手続きに必要なもの】 □届出人の本人確認書類 □相続人代表者の振込先□座確認書類(預貯金通帳)□相続人代表者の印鑑 □相続人代表者であることがわかる書類(全部事項記 【手続きできる人】	申請により、その超えた額が支給されま
	総合福祉課 0868-54-2986
16 介護保険被保険者証等の返還	期限: 亡くなられた日から14日以内
亡くなられた方が65歳以上の方又は介護認定を受け険被保険者資格喪失届出書」・「申立書」の提出が必要【手続きに必要なもの】 □介護保険被保険者証□介護保険負担割合証(お持ちの場合)□介護保険負担限度額認定証(お持ちの場合)□相続人代表者の還付用口座確認書類(預貯金通帳)□、一、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、	です。
17 鏡野町高齢者等タクシー利用者証の返還	景 期限:速やかに
亡くなられた方が鏡野町高齢者等タクシー利用者証の 証の返還と資格喪失届の提出が必要です。 【手続きに必要なもの】 ロタクシー利用者証 【手続きできる人】 ご遺族)交付を受けていた場合、タクシー利用者

18 高齢者等見守りシステムの撤去・変更	期限:速やかに
亡くなられた方が高齢者等見守りシステムの設置をされていた場合、変更更等)の提出が必要です。 【手続きに必要なもの】 口 なし 【手続きできる人】 ご遺族	届(撤去•利用者変
19 「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証の返還	期限:速やかに
亡くなられた方が「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証を持たれていまです。 【手続きに必要なもの】 □「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証 【手続きできる人】 ご遺族	ハた場合、返還が必
20 身体障害者手帳の返還	期限:速やかに
亡くなられた方が身体障害者手帳を持たれていた場合、返還が必要です。 【手続きに必要なもの】 □ 身体障害者手帳 【手続きできる人】 ご遺族	
21 療育手帳の返還	期限:速やかに
21 療育手帳の返還 亡くなられた方が療育手帳を持たれていた場合、返還が必要です。 【手続きに必要なもの】 □ 療育手帳 【手続きできる人】 ご遺族	期限:速やかに
亡くなられた方が療育手帳を持たれていた場合、返還が必要です。 【手続きに必要なもの】 □ 療育手帳 【手続きできる人】	期限:速やかに 期限:速やかに
亡くなられた方が療育手帳を持たれていた場合、返還が必要です。 【手続きに必要なもの】 □ 療育手帳 【手続きできる人】 ご遺族	期限:速やかに
亡くなられた方が療育手帳を持たれていた場合、返還が必要です。 【手続きに必要なもの】 □ 療育手帳 【手続きできる人】 ご遺族 ②2 精神障害者保健福祉手帳の返還 亡くなられた方が精神障害者保健福祉手帳を持たれていた場合、返還が必 【手続きに必要なもの】 □ 精神障害者保健福祉手帳 【手続きできる人】	期限:速やかに

24 自立支援医療(更生・育成医療)受給者証の返還

期限:速やかに

亡くなられた方が自立支援医療受給者証を持たれていた場合、返還が必要です。

【手続きに必要なもの】

□ 自立支援医療受給者証

【手続きできる人】

ご遺族

25 特別障害者手当・障害児福祉手当の届出

期限:亡くなられた日から14日以内

亡くなられた方が特別障害者手当、障害児福祉手当を受給していた場合、届出が必要です。 ※未支給手当の請求が可能な場合があります。

【手続きに必要なもの】

□ 相続人の預貯金通帳

【手続きできる人】

相続人

26 特別児童扶養手当の届出

期限:亡くなられた日から14日以内

亡くなられた方が特別障害者手当受給者もしくは手当の対象児であった場合、届出が必要です。 【手続きに必要なもの】

□ 特別児童扶養手当証書(お持ちの場合)

※以下、未支給手当がある場合必要なもの

□ 対象児童名義の振込先□座確認書類(預貯金通帳又はキャッシュカード)

【手続きできる人】

ご遺族

27 障害者(児)福祉サービス受給者証の返還

期限:速やかに

亡くなられた方が障害者(児)福祉サービス受給者証を持たれていた場合、障害者(児)福祉 サービス受給者証の返還が必要です。

【手続きに必要なもの】

□ 障害者(児)福祉サービス受給者証

【手続きできる人】

ご遺族

税金関係

住民税務課【税務係】 0868-54-2985

28 相続人代表者指定届

期限:速やかに

町税(固定資産税・軽自動車税・住民税・国民健康保険税)が課税されていた人が亡くなられた場合、その方に代わって納税通知書などを受け取る相続人代表者の届出が必要です。

【手続きに必要なもの】

□ 相続人の本人確認書類

【手続きできる人】

相続人

29 固定資産税未登記家屋納税義務者変更届 期限:相続の権利関係が明らかになった後、速やかに
亡くなられた方が町内に未登記の家屋を所有していた場合、所有者変更の届出が必要です。 【手続きに必要なもの】 □ 変更後の所有者(相続人など)の本人確認書類 【手続きできる人】 □ 変更後の所有者 ※登記されている家屋・土地の名義変更については、下記で手続きを行ってください。 岡山地方法務局 津山支局 津山市田町64 TelO868-22-9155
30 軽自動車税に係る廃車又は名義変更 期限: 速やかに
亡くなられた方が原動機付自転車(125cc以下、ミニカー含む)、小型特殊自動車、農耕車などを所有していた場合、廃車又は名義変更の申告が必要です。 【手続きに必要なもの】 ロ ナンバープレート ロ 本人確認書類 ※軽自動車(乗用・貨物)及び軽2輪、小型2輪の廃車又は名義変更は、P29~P30を参照してください。
31 □座振替 期限:速やかに
□座振替を利用して町税の納付をしていた方が亡くなられた場合、振替□座の変更又は廃止の手続きが必要です。振替□座の変更方法は、町指定金融機関での手続きのほか、役場窓□で□座振替の受付ができるペイジー□座振替受付サービス(28ページ参照)があります。 【手続きに必要なもの】 □ 相続人の本人確認書類 □ □座振替依頼書(提出は金融機関) ※□座振替が可能な金融機関は、JA晴れの国岡山、ゆうちょ銀行、中国銀行、津山信用金庫、トマト銀行、鳥取銀行です。 ※ペイジー□座振替受付サービスを希望される方は、振替□座名義(相続人本人)のキャッシュカードをご持参ください。 【手続きできる人】 相続人
メモ

32 児童手当・子ども医療・放課後児童クラブの手続き

期限:亡くなられた日から15日以内

①お子様が亡くなられた場合

児童手当消滅(減額)、子ども医療喪失、養育医療喪失、放課後児童クラブ脱退の手続きが必要です。

【手続きに必要なもの】

- □ 子ども医療受給資格者証
- □ 養育医療券(対象者のみ)
- □ 印鑑(児童手当受給者以外がお手続きする場合)

【手続きできる人】

保護者

②保護者が亡くなられた場合

児童手当

児童手当の受給者が亡くなられた場合、配偶者や成年後見人に受給者を変更します。また、未支払分の児童手当があるときは、お子様の口座へ振り込みします。

子ども医療

被保険者が亡くなられてお子様の保険証が変更になる場合、子ども医療の変更手続きが必要です。

放課後児童クラブ

お子様が放課後児童クラブを利用している場合、登録事項、口座振替の変更の手続きが必要です。口座振替が可能な金融機関は、JA晴れの国岡山、ゆうちょ銀行、中国銀行、津山信用金庫です。

【手続きに必要なもの】

- □ 新しい児童手当受給者(配偶者・成年後見人等)のマイナンバーがわかるもの
- □ 新しい児童手当受給者(配偶者・成年後見人等)の振込先□座確認書類(預貯金通帳 又はキャッシュカード)
- □ 児童手当対象児童の振込先□座確認書類(預貯金通帳又はキャッシュカード)
- □ お子様の新しい保険証

【手続きできる人】

配偶者又は親族

メモ

振替口座の変更方法は、町指定金融機関での手続きのほか、役場窓口で口座振替の受付ができるペイジーロ座振替受付サービス(28ページ参照)があります。

※ペイジーロ座振替受付サービスを希望される方は、振替口座名義(相続人本人)の キャッシュカードをご持参ください。

33 児童扶養手当関連の申請	
	期限:速やかに
①配偶者が亡くなりひとり親になられた場合 配偶者が亡くなられた場合、新規認定の手続きが必要です。 ※所得や年金額等により該当しない場合があります。 【手続きに必要なもの】 □申請者の振込先口座確認書類(預貯金通帳又はキャッシュカード) □申請者及び子どもの全部事項証明書[戸籍謄本] □年金証書(遺族年金を受給される場合) その他、世帯の状況等により必要な書類がありますので、事前にご相談くな 【手続きできる人】 亡くなられた方の配偶者	ごさい
②児童扶養手当受給者の方が亡くなられた場合 資格喪失及び未払い請求の手続きが必要です。 【手続きに必要なもの】 □ 児童扶養手当証書 □ 対象児童の振込先口座確認書類(預貯金通帳又はキャッシュカード) 【手続きできる人】 亡くなられた方の親族等 ③児童扶養手当の対象児童が亡くなられた場合 額改定(減額)又は資格喪失の手続きが必要となります。 【手続きに必要なもの】 □ 児童扶養手当証書 【手続きできる人】 児童扶養手当受給者	
メモ	

34 ひとり親家庭等医療関連の申請 期限:速やかに ①配偶者が亡くなられた場合 配偶者が亡くなりひとり親になられた場合、資格取得の手続きをしてください。 ※所得等により該当しない場合があります。 【手続きに必要なもの】 □ 申請者の振込先□座確認書類(預貯金通帳又はキャッシュカード) □ 申請者及び児童の保険証の写し 【手続きできる人】 亡くなられた方の配偶者 ②ひとり親家庭等医療の受給対象者の方が亡くなられた場合 資格喪失等の手続きが必要です。 【手続きに必要なもの】 □ ひとり親家庭等医療費受給資格証(受給資格証を持たれている場合) □ 相続人(原則亡くなられた方の子ども)の振込先□座確認書類(預貯金通帳又は キャッシュカード) 【手続きできる人】 亡くなられた方の親族等 ③ひとり親家庭等医療の対象児童が亡くなられた場合 資格喪失の手続きが必要です。 【手続きに必要なもの】 □ ひとり親家庭等医療費受給資格証(受給資格証を持たれている場合) 対象児童が1人もいなくなった場合、親も資格喪失となります。 【手続きできる人】 亡くなられた児童の親等 保育園・こども園・幼稚園等関係 *保育園・こども園・幼稚園に在席されている場合は、 子育て支援課【幼保支援係】54-2991 できる限り園での手続きをお願いします。 35 支給認定変更・退園(所)届・入園(所)辞退の申請 期限:速やかに ①入所中の児童の保護者や世帯員が亡くなられた場合 【手続きに必要なもの】 口座振替(口座引き落とし)をしている口座名義人 □ 支給認定変更申請書 の方が亡くなられた場合には、口座を変更する手続き 【手続きできる人】 が必要です。 ご遺族 振替口座の変更方法は、町指定金融機関での手続き ②入所の児童が亡くなられた場合 のほか、役場窓口で口座振替の受付ができるペイジー 【手続きに必要なもの】 口座振替受付サービス(28ページ参照)があります。 □退園(所)届 【手続きに必要なもの】 【手続きできる人】 □ □座振替依頼書 ご遺族 ③保育園等の利用申込中の児童が亡くなられた場合

22

【手続きに必要なもの】
□ 入園(所)辞退届
【手続きできる人】

ご遺族

36 支給認定証の返還

期限:速やかに

保育園等の利用要件が認められる場合に行う教育・保育給付認定において、亡くなられた方の 氏名が表記された支給認定証が交付されている場合は返還が必要となります。

【手続きに必要なもの】

口 支給認定証

【手続きできる人】

ご遺族

学校関係

学校教育課 0868-54-2800

37 就学援助の新規申請

期限:速やかに

保護者等が亡くなられたことにより経済的にお困りの場合には、小・中学校の学用品・給食等の費用を援助します(所得制限等要件あり)。

【手続きに必要なもの】

- □申請者の本人確認書類
- □ 印鑑(代筆の場合)
- □ 申請者の振込先□座確認書類 (預貯金通帳又はキャッシュカード)

【手続きできる人】

対象児童生徒の保護者

38 就学援助の再申請

期限:速やかに

就学援助が認定されている方で、申請者又は振込先口座名義人の方が亡くなられた場合、申請者又は振込先口座名義人を変更する手続きが必要です。

【手続きに必要なもの】

- □申請者の本人確認書類
- □ 印鑑(代筆の場合)
- □ 新たに申請者となる方の振込先□座確認書類(預貯金通帳又はキャッシュカード)

【手続きできる人】

対象児童生徒の保護者

学校給食関係

学校給食共同調理場 0868-54-0180

39 給食費口座振替の変更

期限:速やかに

給食費を口座振替(口座引き落とし)している口座名義人の方が亡くなられた場合には、口座を変更する手続きが必要です。振替口座の変更方法は、町指定金融機関での手続きのほか、役場窓口で口座振替の受付ができるペイジーロ座振替受付サービス(28ページ参照)があります。

【手続きに必要なもの】

- □ □座振替依頼書
- ※口座振替が可能な金融機関は、JA晴れの国岡山、ゆうちょ銀行、中国銀行、津山信用金庫です。

【手続きできる人】

対象児童生徒の保護者

40 退去申請

期限:速やかに

亡くなられた方が単身で町営住宅にお住まいであった場合は、退去の手続きをしてください。 退去に伴い、敷金の還付や未納家賃等の清算を行います。

【手続きに必要なもの】

- □ 届出人の本人確認書類
- □ 相続人の振込先□座確認書類(預貯金通帳又はキャッシュカード)

【手続きできる人】

ご遺族

41 入居承継申請

期限:速やかに

亡くなられた方が名義人で、他に同居者がいる場合、町営住宅の名義人を変更する手続きが必要です。

【手続きに必要なもの】

- □ 亡くなられた名義人と新名義人の関係を証明する書類(全部事項証明書[戸籍謄本]等)
- □ 新名義人と同居者の所得を証明する書類
- ※新名義人と同居者の個人番号(マイナンバー)の提供により所得を証明する書類を省略できる場合があります。

【手続きできる人】

新しく名義人になる方

- ※町に「入居者・同居者異動届」を提出していない同居者は手続きできません。
- ※審査の後、承認された場合には、町営住宅等使用請書(3通)の提出が必要です。 新たに連帯保証人1名が必要になります。必要書類は承認後に別途お知らせします。

入居承継申請を行う場合には、振替口座の登録手続きが必要です。町指定金融機関での手続きのほか、役場窓口で口座振替の受付ができるペイジー口座振替受付サービス(28ページ参照)があります。

【手続きに必要なもの】

- □□座振替依頼書
- ※口座振替が可能な金融機関は、JA晴れの国岡山、ゆうちょ銀行、中国銀行、津山信用金庫、トマト銀行、鳥取銀行です。

【手続きできる人】

新しく名義人になる方

42 同居者の異動届

期限:速やかに

亡くなられた方が同居者の場合、異動届の提出が必要です。

住宅使用料を口座振替(口座引き落とし)している口座名義人の方が亡くなられた場合には、 口座を変更する手続きが必要です。

【手続きに必要なもの】

- □ □座振替依頼書
- ※口座振替が可能な金融機関は、JA晴れの国岡山、ゆうちょ銀行、中国銀行、津山信用金庫、トマト銀行、鳥取銀行です。

【手続きできる人】

名義人

上水道•下水道関係

上下水道課 0868-54-0001

43 使用の異動に関する手続き

期限:亡くなれた日から1か月以内

①引続き使用される場合、又は使用を休止される場合には手続きが必要です。

【手続きに必要なもの】

□なし

【手続きできる人】

ご遺族

②口座振替(口座引き落とし)をしている口座名義人の方が亡くなられた場合には、口座を変更する手続きが必要です。振替口座の変更方法は、町指定金融機関での手続きのほか、役場窓口で口座振替の受付ができるペイジーロ座振替受付サービス(28ページ参照)があります。

【手続きに必要なもの】

- □ □座振替依頼書
- ※口座振替が可能な金融機関は、JA晴れの国岡山、ゆうちょ銀行、中国銀行、津山信用金庫、トマト銀行、鳥取銀行です。

【手続きできる人】

ご遺族

農地関係

鏡野町農業委員会 0868-54-2987 (産業観光課内)

44 町へ所有者届出の手続き

期限:取得したことを知った日から10ケ月以内

農地を相続した場合、取得したことを知った日から10か月以内に以下の書類を鏡野町農業委員会まで提出してください。

【手続きに必要なもの】

- □ 農地法第3条の3の規定による届出書
- □ 登記事項証明書等(その他の届出の原因を証明する書面)
- □ その他の届出の原因を証明する書面

【手続きできる人】

所有者

森林関係

鏡野町森林(もり)づくりセンター 0868-52-2212 (奥津振興センター内)

45 町へ所有者届出の手続き

期限:所有者となった日から90日以内

新たに森林所有者となった日から90日以内に下記の書類を鏡野町森林(もり)づくりセンターまで提出してください。

【手続きに必要なもの】

- □ 森林の土地の所有者届出書
- □ 森林の土地の位置を示す図面
- □ 登記事項証明書等(その他の届出の原因を証明する書面)

【手続きできる人】

所有者

文化財関係

生涯学習課 0868-54-0573

46 町指定文化財所有者変更の届出

期限:速やかに

亡くなられた方が町指定文化財を所有していた場合、新たに所有者になられた方が所有者の変更を教育委員会に届け出てください。

【手続きに必要なもの】

□ 届出人の本人確認書類

【手続きできる人】

新たに所有者になられた方

※届出人は代理人でも可能。ただし、代理人が手続きをするときは、新たに所有者になられた方の委任状が必要です。

図書館関係

図書館 0868-54-7700

47 図書の返却

期限:速やかに

亡くなられた方が本等を借りられている場合、返却が必要です。

利用者登録の削除を希望される場合は図書館へご連絡ください。

※貸出中のものがあるかどうか不明な場合は、電話等で確認してください。

【手続きに必要なもの】利用者カードの返却は必要ありません。

□ 貸出中の本等

【手続きできる人】

ご家族(別世帯でも可)

公共墓地関係

くらし安全課【環境係】0868-54-2780

48 公共墓地使用承継

期限:亡くなられた日から7年以内

亡くなられた方が公共墓地を使用していた場合は、使用承継の手続きが必要です。

【手続きに必要なもの】

- □ 亡くなられた方との関係を示す書類(全部事項証明書「戸籍謄本]等)
- □ 承継人の住民票(本籍・続柄の記載のあるもの)※承継人が町内在住者の場合は不要
- □ 公共墓地使用許可証

【手続きできる人】

ご遺族

犬の登録関係

くらし安全課【環境係】0868-54-2780

49 所有者変更

期限:亡くなられた日から30日以内

犬の飼い主が亡くなられた場合、名義変更の届出が必要です。なお、新たな犬の所在地が町外になる場合は、新たな犬の所在地である自治体で手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】

□ 登録鑑札

【手続きできる人】

新たに飼い主となる方

有線テレビ関係

くらし安全課【情報広報係】0868-54-2780

5O 契約者変更·口座振替変更·脱退申込

期限:速やかに

①ご家族の方が引き続き利用される場合、名義変更の手続きが必要です。

【手続きに必要なもの】

□なし

【手続きできる人】

ご遺族

②利用料を口座振替(口座引き落とし)している口座名義人の方が亡くなられた場合には、口座を変更する手続きが必要です。振替口座の変更方法は、町指定金融機関での手続きのほか、役場窓口で口座振替の受付ができるペイジーロ座振替受付サービス(28ページ参照)があります。

【手続きに必要なもの】

□□座振替依頼書

※口座振替が可能な金融機関は、JA晴れの国岡山、ゆうちょ銀行、中国銀行、津山信用金庫、トマト銀行、鳥取銀行です。

【手続きできる人】

ご遺族

③利用を止める場合、脱退の手続きが必要です。

【手続きに必要なもの】

□なし

【手続きできる人】

ご遺族

議員年金関係

議会事務局 0868-54-2926

51 議員年金の請求

期限:亡くなれた日から5年以内

亡くなられた方が議員年金受給者の場合、議員遺族年金の請求又は受給権消滅の届出が必要です。

【手続きに必要なもの】

- □ 町村議会議員共済会年金証書
- ①遺族年金請求の場合
 - □ 亡くなられた方の死亡の記載のある全部事項証明書[戸籍謄本]
 - □ 請求者の全部事項証明書[戸籍謄本]

(亡くなられた方と同一戸籍に記載がある場合は不要です)

- □ 請求者の預貯金通帳
- ②受給権消滅の届出の場合
 - □ 年金受給者の亡くなられた日のわかる除籍謄本
 - □ 請求者の全部事項証明書[戸籍謄本](相続人であることがわかるもの)
 - □ 請求者の預貯金通帳

ペイジーロ座振替受付サービス

このサービスを利用して、窓口で口座振替登録の申し込みができます。

キャッシュカードを専用端末に差し込み、暗証番号を入力することで、電子的に口座振替登録ができます。

金融機関 □座振替 できる税目等	の 国 岡 山 れ	ゆうちょ	中国銀行	津出信用	たマト銀	鳥取銀行
住民税(普通徴収)	0	0	0	0	0	0
固定資産税	0	0	0	0	0	0
軽自動車税種別割	0	0	0	0	0	0
国民健康保険税	0	0	0	0	0	0
住宅使用料	0	0	0	0	*	*
有線テレビ	*	0	0	0	0	*
介護保険料	0	0	0	0	0	0
後期高齢者医療保険料	0	0	0	0	0	0
学校給食	0	0	0	0	*	*
保育料	0	0	0	0	0	*
児童クラブ利用料	0	0	0	0	*	*
児童クラブ保険料	0	0	0	0	*	*
上水道	0	0	0	0	0	0
飲料供給	0	0	0	0	*	*
公共下水道	0	0	0	0	0	0
農業集落排水	0	0	0	0	0	0
林業集落排水	0	0	0	0	0	0

【窓口】

※ **×**はお取扱いできません。

本庁 住民税務課、健康推進課、上下水道課、建設課、奥津振興センター、上齋原振興センター、 富振興センター

【申し込みできる人】

(1)キャッシュカード名義人

【手続きに必要なもの】

- (2)対象金融機関のキャッシュカード
- (3)本人確認ができる公的な書類(マイナンバーカード、運転免許証、保険証等) ※通帳および印鑑をご持参いただく必要はありません。

【注意事項】

- (1)キャッシュカードの暗証番号(4桁)を窓口で専用端末に入力していただきます。
- (2)来庁者とキャッシュカードの名義人が違う場合、口座振替登録の申し込みができません。
- (3)原則として、申込日の翌月納付期限のものから、口座振替を開始しますが手続きの時期により、納付書払いとなる場合があります。

お問い合わせ先 鏡野町役場住民税務課 (0868) 54-2985

役場以外の主な手続き

※各関係機関等に連絡、ご相談のうえ手続きを行ってください。

主な手続き		主な手続き	必要なもの又はご案内事項	お問い合わせ先	
生命保	民険等	□死亡保険金の請求 □入院給付金の 請求等	・保険金請求書・保険証券・全部事項証明書[戸籍謄本]・死亡診断書等※保険会社、契約内容等によって必要書類は異なります。	加入していた生命保険会社又は代理店	
損害傷	 除等	□名義変更・解約等	・亡くなられた方の死亡の記載のある戸籍 ・相続人との関係がわかる全部事項証明書[戸籍謄本] 等 ※保険会社、契約内容等によって必要書類は異なります。	加入していた損害保険会社 又は代理店	
共済年		は企業年金を受給して	共済年金は各共済組合へ・ 企業年金は各企業年金基金等又は企業年金連合会(年金) お問い合わせください	相談室) ☎0570-02-2666へ	
遺族厚生年金請求		厚生年金請求	年金請求書、年金手帳、 戸籍関係の書類、死亡診断書の写し 等	津山年金事務所 (津山市田町67) ☎0868-31-2360 (自動音声案内) ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165	
預貯金口座 等 口口座の凍結・相続 手続 各金融機関、相続をされる方により、手続きを行うた めの必要書類が異なります。 直接、金融機関にお問い合わせください。		各金融機関等			
格式等 口名義変更 各証券会社、相続をされる方により、手続めの必要書類が異なります。 直接、証券会社にお問い合わせください。			証券会社等		
口相続手続き 国税関係 口所得税・消費税申 右記へお問い合わせください。 告手続き		右記へお問い合わせください。	津山税務署 (津山市田町67) ☎ 0868-22-3147		
	普通	□自動車税	自動車税については、右記へお問い合わせください。	美作県民局税務部 (津山市山下53) ☎0868-23-1267	
自動車	自動車	□名義変更等	普通自動車の名義変更等については、右記へお問い合わせください。。 ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されますので、名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	中国運輸局 岡山運輸支局 (岡山市北区富吉5301-5) ☎050-5540-2072	
関係	軽	□自動車税	※軽自動車税に関することについては、役場にお問い合 (お問い合わせ先)住民税務課(税務係) 本 0868-54-2		
	四自動車	□名義変更等	軽四自動車の名義変更等については、右記へお問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されますので、名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	軽自動車検査協会 岡山事務所 (岡山市北区久米177-3) ☎050-3816-3084	

Ē	 主な手続き	必要なもの又はご案内事項	お問い合わせ先	
	□軽自動車税	※軽自動車税に関することについては、役場にお問い合(お問い合わせ先)住民税務課(税務係) ☎ 0868-54-2		
二輪 (125CC超)	□名義変更又は廃車	二輪(125cc超)の名義変更等については、右記へお問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されますので、名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	中国運輸局 岡山運輸支局 (岡山市北区富吉5301-5) 25 050-5540-2072	
不動産登記関係	口土地家屋等移転 登記	・登記申請書・被相続人の全部事項証明書[戸籍謄本] 及び住民票除票 等	岡山地方法務局 津山支局 (津山市田町64) ☎0868-22-9155	
. 2		※農地又は森林の所有者となった場合は、届出が必要です。 農地の場合、鏡野町農業委員会な0868-54-2987 森林の場合、鏡野町森林(もり)づくりセンターな0868-5	52-2212	
遺言書	□検認・開封	・遺言原本 ・申立人の全部事項証明書[戸籍謄本] ・遺言者の除籍謄本等 ※申立先は、被相続人の住所地の家庭裁判所	岡山家庭裁判所 津山支部 (津山市椿高下52)	
相続放棄又 は限定承認	□相続放棄の申立 □限定承認の申立	相続放棄又は限定承認は、相続を知った日から3か月 以内に、被相続人の住所地の家庭裁判所へ申し立てる 必要があります。	☎ 0868-22-9327	
固定電話 (NTT西日 本)	□契約承継•解約	右記に連絡し、手続きを行ってください。	(NTT西日本の場合) 局番なし116 携帯からは 0800-2000116	
固定電話 (NTT西日 本以外)	□名義変更 · 解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社	
携帯電話	□名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社	
電気・ガス 料金等	□名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社	
クレジット カード	□解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社	
運転免許証	□返納手続き	右記に連絡し、手続きを行ってください。	津山警察署 全0868-25-0110 岡山県運転免許センター 【電話】 全086-724-2200	
パスポート	□有効期限内のパス ポート返納手続き	右記に連絡し、手続きを行ってください。 ・名義人の死亡が記載されている 戸籍全部事項証明書[戸籍謄本]	岡山県県民生活部国際課 海外渡航班 ☎086-256-1000	
		鏡野町役場住民税務課住民窓口係でも、お申し出により(お問い合わせ先)住民税務課(住民窓口係) 全0868-5		
NHK放送 受信料	□名義変更 □支払変更 □解約	右記に連絡し手続きを行ってください。	NHK受信契約 フリーダイヤル ☎0120-15-1515	

- ・この依頼書をもとに おくやみ情報の掲載や放送をおこないますので 内容を十分確認したうえで提出してください
- ・おくやみ情報の掲載や放送で表示する氏名は戸籍上の表記でおこなうことを原則としますが 掲載先で使用できない 文字がある場合は 使用できる文字に置き換えて掲載される場合があります
- ・当依頼書の内容についてお伺いすることがありますので 裏面に依頼者の連絡先を必ずご記入ください

おくやみ情報掲載依頼書

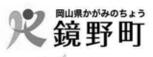
			①届出日	年 月 日	
フリガナ					
死 亡 者					
生年月日· ③年齢	大正·昭和 平成·令和 年 月	日(満 歳)			
④住所	鏡野町	番地			
⑤死亡日	年 月 日				
⑥葬儀開式日時	年 月 日()	午前•午後	時 分	開式	
⑦出棺時刻		午前•午後	時 分	<u>出棺</u>	
⑧葬儀場所	自宅・JAやすらぎホール鏡野 天空殿・法要庵・津山シテ			ブルハウス)	
9葬儀形式	一般葬・家族葬・その他()/ 仏式・神式・	その他()	
⑩通夜日時	年 月 日()	午前・午後時	分~		
⑪通夜場所	葬儀場所と同じ・ 自宅・そ	この他()		
フリガナ					
⑫喪 主					
火葬場所	津山市総合斎場 ・ 美咲 その他(市火葬場 ※富振興センターにネ	お届けください	
公職等 (裏面参照)	なし・あり()	裏面以外の名	公職歴がある場合)	
新聞掲載	新聞掲載 要(山陽・津山朝日・朝日・読売・毎日・左記すべて)・ 不要				
広報かがみの 掲 載	要・不要	電話照会に応じてよいな	j -? は「	い・いいえ	
告知 放送 (奥津・上齋原・富 地域のみ対象)		ニ齋原 ・ 富) ・ 不要 ある地域でのみ放送します	į	対象外 (鏡野地域)	
データ放送	要・不要 ※データ放送される項目は①から② 放送時間は届出日の午後6時から素 届出が午後5時15分を過ぎた場合に 届出日が葬儀日と同日の場合またに	草儀日の午後6時までです は翌日放送開始になります	る場合はデータ放送	送ができません	
その他					

2025.1

	区 分	対 象 者
1.	名誉町民	本人
2.	功労賞受賞者	本人
3.	善行賞受賞者	本人
4.	町長・副町長・教育長	本人・配偶者・父母・子
5.	町元首長	本人
6.	町議会議員	本人・配偶者・父母・子
7.	元町議会議員(退職後8年以内に限る。)	本人
8.	国会議員(選挙区内に限る。)	本人(元職を含む)
9.	県議会議員(選挙区内に限る。)	本人(元職を含む)
10.	関係県市町村首長	本人(元職を含む)
11.	町職員	本人・配偶者・父母・子
12.	執行機関の委員	本人
13.	町政協力者	本人

執行機関の委員及	び町政協力者とは次の方です。
執行機関の委員	○教育委員会委員、○選挙管理委員会委員、○農業委員会委員、○監査委員、 ○固定資産評価審査会委員
町政協力者	(町長部局) ○区長、○民生委員、○児童委員、○愛育委員、○栄養委員、○環境衛生委員、○農地利用最適化推進委員、○消防団員、○都市計画審議会委員、○未来・希望基金事業補助金審査会委員、○地域開発調整審議会委員、○原子力対策委員会委員、○地域公共交通会議委員、○身体障害者相談員、○人権擁護委員、○知的障害者相談員、○健康づくり推進協議会委員、○のの政策者相談員、○受保護児童対策地域協議会委員、○障害者総合支援審査会委員、○行政相談委員、○要保護児童対策地域協議会委員、○育總子レビ放送番組審議会委員、○百線テレビ放送運営委員、○有線テレビ放送運営委員、○有線テレビ放送番組審議会委員、○の廃棄物減量等推進審議会委員、○空家等対策協議会委員、○交通安全対策協議会委員、○空家等対策協議会委員、○交通安全対策協議会委員、○空家等対策協議会委員、○行政評価外部評価委員会委員、○交通指導員、○介護認定審査会委員、○行政評価外部評価委員会委員、○交通指導員、○介護認定審査会委員、○行政評価外部評価委員会委員、○交通指導員、○介護認定審査会委員、○指定管理者候補者策定委員会委員、○対財産区管理委員、○学校監会委員、○北域福祉計画策定委員会委員、○子ども・子育て審議会委員、○地域福祉計画策定委員会委員、○子ども・子育て審議会委員、○や他町政と密接な関係を有している者 (教育委員会部局) ○スポーツ推進委員、○学校給食共同調理場運営委員、○学校医、○学校歯科医、○学校薬剤師、○社会教育指導員、○公民館運営審議会委員、○学校医、○学校歯科医、○学校薬剤師、○社会教育指導員、○公民館運営審議会委員、○人権教育推進委員、○のの明政と密接な関係を有している者
依頼者	住 所

氏		名		
連	絡	先	電話()





電子申請サービス

スマートフォンで行政手続きが可能に

雷子申請 サービス」

ご利用方法

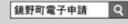


マイナンバーカード を使って

⋒ アプリを入手

下記サイトから「鏡野町電子申請」

アプリをダウンロード











の アプリを起動



🚯 利用者の認証

マイナンバーカードの 署名用電子証明書の暗証番号を入力

マイナンバーカードをかざす



4 入力

App Store

申請欄に内容を入力 添付書類はカメラで撮影



G 申請完了

マイナンバーカードの 署名用電子証明書の暗証番号を入力

マイナンバーカードをかざす



郵送請求

電子申請サービスで可能な手続き_[令和6年4月1日現在]

手数料等の支払は、クレジット決済です。 返信用封筒不要、速達にも対応します。

各種手続き	申請内容					
戸籍郵送請求書	戸籍謄本(抄本)、除籍·改製原戸籍、戸籍附票、身分証明書、独身証明書 等					
町税に関する証明・閲覧申請書	資産証明、評価証明、課税証明、所得証明、所得控除証明、納税証明、住宅用家屋証明書、 完納証明書、車検継続審査用納税証明書、社会保険料納付額証明書 等					
地籍図の交付申請書	地籍図集成図(航空写真あり・なし)、地籍図一筆図					
相続に関する固定資産証明書	評価証明、課税証明、課税台帳(名寄帳)					

電子申請サービスの利用について

詳しくは、鏡野町ホームページ 「鏡野町電子申請・届出システム」内に 掲載しています。





マイナンバーカードの取得方法

「マイナンバーカード総合案内サイト」を ご確認ください。

詳しくは、お住まいの市区町村窓口に お問い合わせください。







お問い合わせ

鏡野町 住民税務課

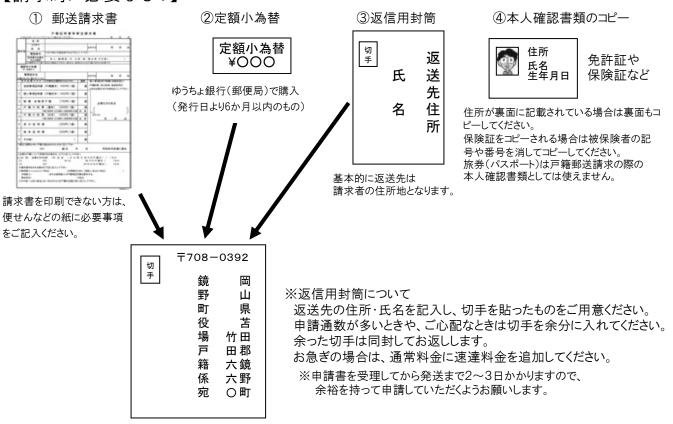
〒708-0392 岡山県苫田郡鏡野町竹田 660 TEL:0868-54-2985 FAX:0868-54-3940

全部事項証明書[戸籍謄本]等の郵送請求のご案内

全部事項証明書(謄本)、個人事項証明書(抄本)、除籍謄抄本、戸籍の附票、身分証明書等は、本籍地で発行できます。ただし、令和6年3月1日より本籍地以外の市区町村の窓口でも、全部事項証明(謄本)、除籍謄本等が請求できるようになりました。(委任状請求不可)

請求できる人・・・本人、配偶者、本人の直系にあたる父・母・子・孫 (上記以外の方が請求される場合は原則として委任状が必要です)

【請求時に必要なもの】



【郵送請求の際の注意】

- ☆ 現在の戸籍は、夫婦と未婚の子どもで構成されています。一般的に、結婚されると親の戸籍から除籍されて、配偶者 とともに新しい戸籍が出来ます。このときに、氏を変更されなかった方が戸籍の筆頭者となります。また、亡くなられて も筆頭者は変わりません。
- ☆ 本人から委任されて、第三者が申請をする場合、必ず本人が自署した委任状(誰が誰に、何を何通請求する権利を 委任するか等を詳しく記入したもの)の原本が必要になります。
- ☆ 身分証明書は、本人以外の申請ではお出し出来ません。本人以外の方が申請するときは、必ず本人が自署した委任状の原本を同封してください。
- 、「戸籍の附票」とは、住所の流れを表したものです。書き込む欄がいっぱいになったり、戸籍が改製されると附票も改製されます。戸籍の附票を請求するときは、どこからどこまでの住所の流れが必要なのか、ご記入の上申請してください。
- ☆申請内容に不備がありますと、請求書をお返しすることがあります。
- ☆ 偽り、その他不正な手段によって交付を受けたときは、5万円以下の過料に処せられます。(戸籍法第121条の2)
- ☆ マイナンバーカードをお持ちの方は「鏡野町電子申請・届出システム」のアプリを利用しスマートフォンでの申請が可能です。 手数料はクレジット決済のため、為替・返信用封筒は不要です。 裏面をご覧ください。

戸籍証明書等郵送請求書

>	<u>×消</u> ス	とるホール	ベン(フリク	ション)で書	かないでく	ださい。							年	月	日
			所													
l		フリ	ガナ							I				-		
請求者	2.4	氏	名		生年月日							年	月	日		
明月	个白	電話	番号		※日中繋が	る電話番号	号を必ず言									
l		証明書が	が必要 2続柄		本人・配偶者・子・父母・孫・祖父母・その他()		
Ш					直系の確認が	ができない	場合は、絲	売柄	のわか	る戸:	籍の添	付が必	必要です	す。		
ŝ	鏡野町の本籍 (字・地番まで)															
Г	筆	頭者氏	名							生生	年月日			年	月	日
		じめに書か												<u> </u>		
	何が	必要で	すか	()	・手数料は鋭	意野町のも	のです)	+	通数	- fi	固人事 3	項証明	や除業	磨(改製	原含む	.)
1	全	部事項語	证明	書(戸籍謄本) (450F	円/1通)		迢	2				引、独身 前を記え		
2	個	人事項語	证明	書(戸籍抄本) (450F	円/1通)		通	\neg						
3	除	籍・引	女 製	原〕	戸籍	(750F	円/1通)		通			必要	な方の	の氏名		
4	戸	籍の	附	票	(謄本)		7/1通)		通	į	ſ)
Ш				本第	語·筆頭者·在	经人举 塞格	録情報の記:	載	有 無	-1	_[J
5	戸	籍の	附	票	(抄本)	(200₽]/1通)		迢		生年月	日目				-
Ľ				本組	·筆頭者·在	外選拳人登	录情報の記	載	有 無		_		年	月		日
6	身	分証	明	書		(200円]/1通)		通							
7	独	身 証	明	書		(200円]/1通)		通							
8	そ	の他()		通	į						
〇最	近2	週間以内	に戸第	節の届	出をされた	方はご記え	下さい。	_		_						
()	の(届)	<u>*</u>	月	I	3			市区田	订村役	場に摂	出
〇必	要な	戸籍につ	いて希	全望か	ある場合は	、以下に証	己入してくた	ぎさい	,۱,							
記入	例: [☑(必要	要な方	の名	前)の(出 生)から	死	亡)ま	で	の戸第	鲁を(1) セット		
	() တ	()カ	· 6()	まで	の戸	籍を	()セ	ット	
口()の()のわかる戸籍を()セット																
※権利請求をされる場合は下記に記入して下さい。																
□被相続人(亡(なられた方)である()の相続のために、相続人(請求者)である()																
		続人()または	皮相続人σ	戸籍等記			求す	る。					
		先は(ある。							
-	□その他→上記に該当しない方はどのような戸籍が必要か詳しく記入して下さい。															

2024.3.1~